

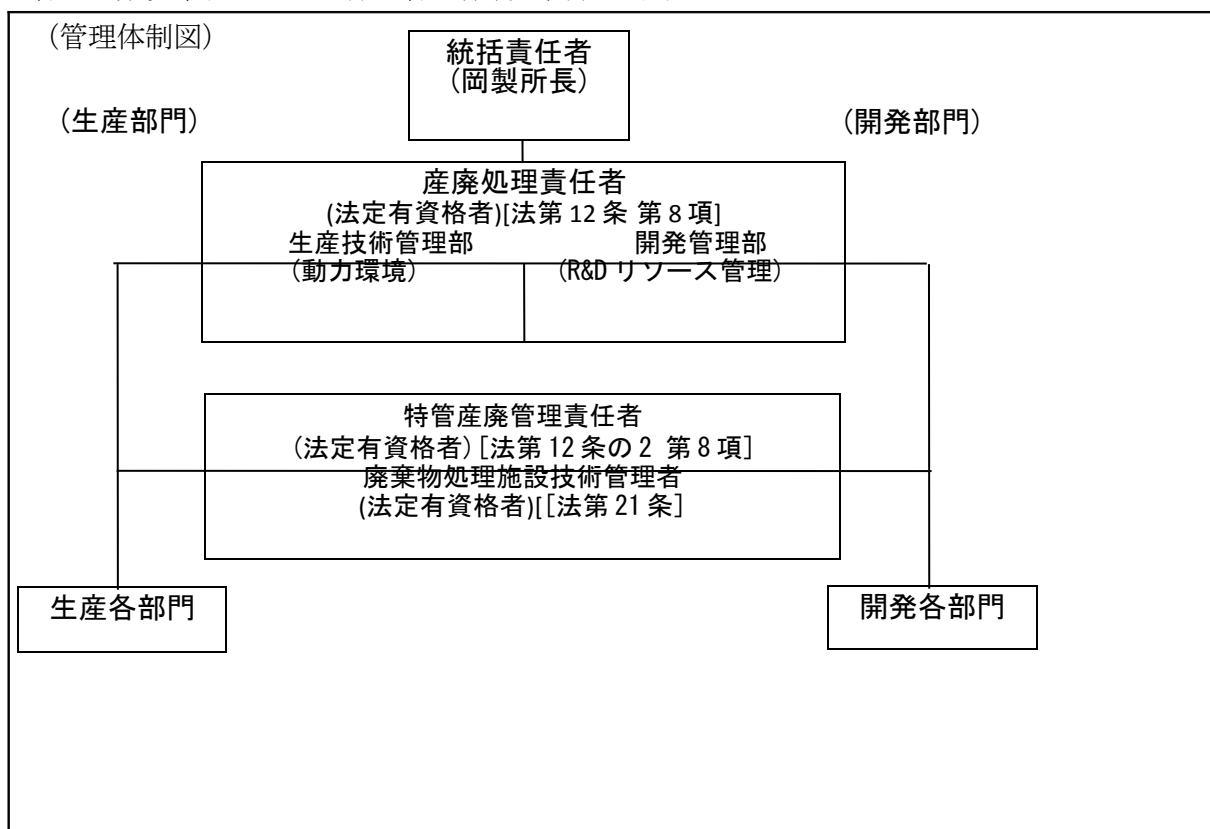
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 3 年 6 月 28 日	
岡崎市長	
提出者 三菱自動車工業株式会社	
住 所 岡崎市橋目町字中新切1番地	
氏 名 岡崎製作所長 西山 能弘	
（法人にあつては、名称及び代表者の	
氏）	
電話番号 0564-31-3100	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三菱自動車工業株式会社 岡崎製作所
事業場の所在地	愛知県岡崎市橋目町字中新切1番地
計画期間	令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送用機械器具製造業（31）
②事業の規模	製造品出荷額：206,120百万円/年
③従業員数	8,371人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	（別紙1）参照

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 2 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB 汚染物等
	排出量	22.7 t	39.3 t
	(これまでに実施した取組) PCB 含有機器の処理		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB 汚染物等
	排出量	11 t	20 t
	(今後実施する予定の取組) 高濃度 PCB の処理全廃 低濃度 PCB 処理の推進		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>廃ガソリンは他の引火性廃油とは混合しない。</p> <p>PCB含有廃油は他の廃油に混合しないように適正管理している。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>廃ガソリンは他の引火性廃油とは混合しない。</p> <p>PCB含有廃油は他の廃油に混合しないように適正管理する。</p>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
<p>(管理体制図)</p> <p>* 前頁に同じ</p>	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和2年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排出量	0.02 t	0.04 t

	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排出量	0.04 t	0.04 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

<p>(管理体制図)</p> <p>* 前頁に同じ</p>

--	--

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃油	特定有害汚泥
	排出量	0.001 t	0.000011 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃油	特定有害汚泥
	排出量	0.001 t	0.001 t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

* 前頁に同じ

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	—
	排出量	0.01 t	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	—
	排出量	0.1 t	—
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—

	(今後実施する予定の取組)
--	---------------

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB 汚染物等
	全処理委託量	22.7 t	39.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	22.5 t	39.3 t
	再生利用者への処理委託量	10.5 t	—

		認定熱回収業者への処理委託量	12.1 t	—
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.013 t	39.3 t
		(これまでに実施した取組)		

(第4面)

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全処理委託量	0.02 t	0.04 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.02 t	0.04 t
	再生利用者への 処理委託量	0.02 t	0.04 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃油	特定有害汚泥
	全処理委託量	0.001 t	0.000011 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.001 t	0.000011 t
	再生利用者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者	0.001 t	—

		への処理委託 量		
	(これまでに実施した取組)			

(第4面)

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物		—
	全処理委託量	0.01 t		—
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.01 t		—
	再生利用者への 処理委託量	—		—
	認定熱回収業者への 処理委託量	—		—
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	0.01 t		—
	(これまでに実施した取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t

			処理委託量		
			再生利用業者への 処理委託量	t	t
			認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
			認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	t	t
		(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB 汚染物等
	全処理委託量	11 t	18.4 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	10 t	18 t
	再生利用業者への 処理委託量	5 t	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	6 t	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	18 t
	(今後実施する予定の取組) PCB 含有機器の処理		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全処理委託量	0.04 t	0.04 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.04 t	0.04 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.04 t	0.04 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—

		(今後実施する予定の取組)
--	--	---------------

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	—
	全処理委託量	0.1 t	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.1 t	—
	再生利用業者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.1 t	—
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	22.8 t	
	(今後実施する予定の取組等) 排出量 50t 未満のため、対象外。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

Alliance Internal

産業廃棄物の一連の処理工程 (R3年度計画)

製造・加工品名 乗用自動車

